

墨田区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年3月30日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第13号

墨田区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

墨田区女性福祉資金貸付条例（昭和50年墨田区条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条の表技能習得資金の項及び生活資金の項中「10年」を「20年」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第5条の表の規定は、この条例の施行の日以後に貸付けの申請があったものから適用し、同日前に貸付けの申請があったものについては、なお従前の例による。